

公 告 第 123 号
令和 8 年 5 月 26 日

契約担当官
航空自衛隊第2航空団
会計隊長 西谷内 博明

公 告

下記により入札を実施するので、「入札(見積)及び契約心得」を同意のうえ参加すること。

記

- | | |
|-------------|--|
| 1 入札に付する事項 | 「対空無線機設置局舎の設置位置等に関する調査(千歳)」 |
| 2 入札方式 | 一般競争入札 |
| 3 入札日時 | 令和 8 年 6 月 10 日(水) 14時00分 |
| | ※1 入札日の前日17:00までに到着した郵便(原則、書留等)による入札を有効とします。
(郵送後、会計隊へ連絡すること。) |
| | ※2 郵便による入札の場合は、再入札は辞退と見なします。 |
| 4 入札場所 | 航空自衛隊千歳基地 100ビル庁舎 会計隊入札室 |
| 5 契約方法 | 確定契約 |
| 6 契約条項を示す場所 | 航空自衛隊第2航空団 会計隊事務室 |
| 7 参加条件 | (1) 予算決算及び会計令第70条及び71条の該当者については参加できない。
(2) 防衛装備庁長官又は航空幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
(3) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
(4) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし真にやむを得ない事由を防衛装備庁長官が認めた場合には、この限りではない。
(5) 防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」のA、B、C又はD等級に格付けされた北海道地域の競争参加資格を有する者 |
| 8 入札方法 | 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセント(軽減税率対象品目は8パーセント)に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100(軽減税率対象品目については108分の100)に相当する金額を入札書に記載すること。 |
| 9 保証金等 | (1) 入札保証金: 免除
(2) 契約保証金: 免除
(ただし、入札保証金の納付を免除した場合において、落札者が契約を結ばないときは入札保証金相当額(落札価格の100分の5)を徴収する。) |
| 10 入札の無効 | 第7項の参加資格のない者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。 |
| 11 契約書等の作成 | 有 |
| 12 適用する契約条項 | 航空自衛隊標準契約(請書)条項 役務供給契約(請書)条項及び適用契約条項並びに暴力団排除に関する特約条項(工事以外) |
| 13 履行期間 | 契約締結日 ~ 令和 9 年 3 月 19 日(金) |
| 14 履行場所 | 航空自衛隊千歳基地(北海道千歳市平和無番地) |
| 15 説明会 | 無 |
| 16 落札決定方式 | 予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって入札を行った者を落札者とする。 |
| 17 その他 | (1) 代理人による入札は、委任状の提出を必要とする。
(2) 入札参加者は、入札前までに防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)(写)を下記照会先へ提出すること。
ただし、当該年度に有効な防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)(写)を既に提出している場合は省略することができる。(FAXによる提出可)
(3) 本入札は、持参又は郵便入札を可とする。
(4) 本入札に関する事項については、会計隊契約班に照会又は千歳基地HPを参照すること。 |
| 18 照会先 | 〒066-0044
北海道千歳市平和無番地
航空自衛隊 第2航空団 会計隊 契約班
千歳基地HP: https://www.mod.go.jp/asdf/chitose/acs/
TEL: 0123-23-3101(内2753)
FAX: 0123-23-3382(直通)
担当: 三浦 |

業者各位

北海道千歳市平和
契約担当官
航空自衛隊第2航空団会計隊長

市場価格調査

下記の品目の見積りを依頼します。

品名(件名)	規格	単位	数量	備考
対空無線機設置局舎の設置位置等に関する調査(千歳)1式				
	以下余白			
上記について、依頼します。				
入札参加業者につきましては市場価格調査にご協力をよろしくお願いいたします。				

- 提出期限(FAX): 令和8年6月4日 12:00
- 履行期間: 契約締結日～令和9年3月19日
- 履行場所: 航空自衛隊千歳基地
- 注 意: 見積金額は 税抜き 金額を記入してください。

- 照会先 : 〒066-0044
北海道千歳市平和無番地
航空自衛隊第2航空団会計隊契約班 担当 三浦
TEL0123(23)3101(内線4576)
FAX0123(23)3382

入札書

貴通知・公告に対し、入札(見積)及び契約心得・標準契約条項等承知の上、下記のとおり提出致します。

令和8年6月10日

契約担当官
航空自衛隊第2航空団
会計隊長 西谷内 博明 殿

(住所)
(会社名)
(代表者氏名)
(担当者名)
(電話番号)

品名	規格	単位	数量	単価	金額	備考
対空無線機設置局舎の設置位置等に関する調査(千歳)	仕様書のとおり	式	1			
	—以下余白—					
総額 ¥						
申込者の条件	履行期間: 契約締結日～令和9年3月19日 履行場所: 航空自衛隊千歳基地					

◎入札者は一旦提出した入札書の引替、変更または取消をなすことが出来ない。(会計法第29条の5②)

「記載注意」

- 不要の字句は適宜抹消して使用すること。
- 品名点数が少ないときは余白の欄に斜線すること。
- 2葉以上しようするときは総額欄は次葉へつづくとし最後の用紙に総額を記載すること。

航空自衛隊仕様書		
仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書
	性質による分類	個別仕様書
物品番号		仕様書番号
品名 又は 件名	対空無線機設置局舎の設置 位置等に関する調査（千歳）	千基LPS-X00524
		承認 令和8年5月12日
		作成 令和8年5月1日
		改正 令和 年 月 日 令和 年 月 日
		ホームページ <input checked="" type="checkbox"/> 掲載 <input type="checkbox"/> 不掲載

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、航空自衛隊千歳基地において、対空無線機を設置する送信局舎及び受信局舎（以下、“局舎”という。）の整備に当たり実施する、対空無線機設置局舎の設置位置等に関する調査（千歳）（以下、“本役務”という。）に適用する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる主な用語及び定義は、C&LPS-Y00007の1.2によるほか、付表による。

1.3 引用文書等

引用文書等は、次による。

a) 引用文書 この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、引用文書に定める内容が、この仕様書に定める内容と相違する場合（法令等を除く。）は、この仕様書に定める内容が優先する。

1) 仕様書

C&LPS-Y00007 調達品等一般共通仕様書

2) 法令等

電波法（昭和25年法律第131号）

航空法（昭和27年法律第231号）

建築基準法（昭和25年法律第201号）

測量法（昭和24年法律第188号）

著作権法（昭和45年法律第48号）

国際民間航空条約第10付属書（ICAO ANNEX 10）

日本産業規格 雷保護－第3部：建築物等への物的損傷及び人命の危険
（JIS Z 9290-3）

航空自衛隊の立入制限場所への立入手続等に関する達（昭和57年航空自衛隊達第5号）

飛行点検実施細則（令和7年航空支援集団達第1号）

b) 関連文書

飛行点検実施規則（令和7年航空自衛隊達第2号）

2 役務に関する要求

2.1 履行期間

本役務の履行期間は契約締結後から令和9年3月19日までとする。なお、現地における作業時間は日中時間帯（08時15分から17時00分まで）を基準とする。

2.2 調査の前提等

航空管制業務に使用する対空無線機を設置する送信局舎及び受信局舎の位置に関する調査を実施し、調査結果報告書を作成するものとする。調査の前提等は、次による。

- a) 空中線の設置を予定する位置又は範囲（以下，“設置予定位置”という。）並びに既設施設の位置は付図のとおり。なお，設置予定位置は受信局舎に係るもののみとする。
- b) 対空無線機の周波数帯はUHF帯及びVHF帯とする。
- c) 局舎の新設に当たり，物件及び障害物の撤去，除去又は移設（以下，“撤去等”という。）を必要とする場合，当該物件を明示するものとする。ただし，地上に設置された物件に限る。
- d) c)の物件の撤去等の可否及び撤去等による代替手段に関する検討は本役務の対象外とする。
- e) 局舎（空中線鉄塔を含む）は，制限表面を突出しないこと。ただし，局舎と関係する制限表面が水平表面の場合には，通達範囲を確保するために必要な高さを提示し，制限表面からの突出量を明示すること。
- f) 測量を行う場合は，測量法に基づく測量士または測量士補を測量業務に従事させること。

2.3 調査実施計画書の作成等

- a) 契約の相手方は、契約締結後速やかに、次の事項を記載した調査実施計画書を作成するものとする。
- 1) 実施予定表
 - 2) 実施体制
 - 3) 調査実施要領
- b) 契約の相手方は、調査実施計画書（案）を作成後、速やかに説明会を実施し、監督官の確認を受けるものとする。説明会実施場所は航空自衛隊千歳基地を基準とし、細部は監督官との調整による。説明会終了後、所要の修正を実施した上で、表2のとおり提出するものとする。

2.4 調査

2.4.1 調査の内容

調査の内容は、次による。

2.4.1.1 局舎の設置要件整理

電波法，航空法，建築基準法及び国際民間航空条約第10付属書（以下，“法令等”という。）による局舎の設置要件を整理するものとし，以下の内容を含むこと。

- a) 送信用空中線と受信用空中線の離隔距離
- b) 避雷設備の設置
- c) 空中線と送受信装置との間のケーブル長
- d) 局舎の構造
- e) 制限表面との関係

2.4.1.2 現地調査

a) 既設空中線鉄塔の調査

既設空中線鉄塔について，以下の項目を調査すること。

- 1) 座標（鉄塔中心の緯度経度，地盤高及び空中線鉄塔の高さ）
- 2) 周辺の顕著な障害物件
- 3) 避雷設備の設置状況
- 4) 航空障害灯の設置状況
- 5) 耐震構造及び避雷設備設置に係る既存不適格の有無

b) 設置予定地等の調査

設置予定地等について，以下の項目を調査すること。

- 1) 座標（緯度経度及び地盤高）
- 2) 周辺の顕著な障害物件

2.4.1.3 設置予定位置における空中線鉄塔設置位置の選定

2.4.1.1及び2.4.1.2を踏まえ、付図に掲げる設置予定位置について、設置予定位置毎に局舎（空中線鉄塔を含む）の位置を選定し作図すること。また、制限表面との関係について整理すること。

2.4.1.4 通達距離覆域図の作成

地形及び顕著な物件に基づき、既存局舎及び設置予定位置に係る通達距離覆域図を作成すること。通達距離覆域図には以下の事項を含むものとし、飛行点検実施細則の評価基準に適合する見込みがあることを確認すること。

a) 対地通信用

作成範囲は千歳飛行場及び新千歳空港内に限るものとし、以下を含むものとする。

- 1) 地形及び建物配置図
- 2) 通達範囲を示す線

b) 対空通信用

作成範囲は千歳飛行場標点から200NMとし、以下を含むものとする。

- 1) 海岸線
- 2) 最低誘導高度図
- 3) 航空保安無線施設及びフィックス
- 4) VFR場周経路図
- 5) 通達距離を示す線（垂直方向に海拔高から1,000ft単位）

2.4.1.5 空中線鉄塔参考図の作成

設置予定位置毎に空中線鉄塔の参考図を作成すること。参考図には避雷設備及び航空障害灯を含むものとし、空中線鉄塔の高さを算出すること。避雷設備は日本産業規格 雷保護－第3部：建築物等への物的損傷及び人命の危険による雷保護レベルIを基準として検討すること。

2.4.2 連絡調整会議の実施

契約の相手方は、月1回を基準に連絡調整会議を実施し、調査の方向性について確認するものとする。連絡調整会議はオンライン会議形式によるものとし、細部は監督官との調整による。

2.4.3 調査結果の報告

契約の相手方は、中間報告会及び調査結果報告会（以下、“報告会”という。）を実施するものとする。報告会の実施時期及び実施場所は、表1による。中間報告会では、2.4.1.3、2.4.1.4及び2.4.1.5の調査結果概要を報告するものとする。なお、中間報告会実施までに中間報告資料（案）を、最終報告会実施ま

件名	対空無線機設置局舎の設置位置等に関する調査（千歳）
----	---------------------------

で調査結果報告書（案）それぞれ作成するものとし、報告会実施後、所要の修正を実施した上で、速やかに表2のとおり提出する。

表1－調査結果の報告（基準）

名称	実施場所等	実施時期
中間報告会	オンライン会議形式	令和8年11月30日までに
調査結果報告会	航空自衛隊千歳基地	令和9年3月12日までに

2.5 品質管理

品質管理は、次による。

- a) 提出書類は、障害等リスクが潜在すると契約の相手方が知り、又は知り得べきソースコード等の埋込み又は組込みその他官の意図せざる変更が行われない相応の管理その他の契約の相手方（下請負者、再委託先等を含む。）による適正な品質管理の下で製作されたものでなければならない。
- b) 本役務の実施にあたり、契約の相手方（下請負者、再委託先等を含む。）は、貸付文書について a)の品質管理と同等の管理を行うものとし、障害等リスクが潜在すると知り、又は知り得べきソースコード等の埋込み又は組込みその他官の意図せざる変更を行わないものとする。

3 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等の定める監督及び完成検査実施要領により実施する。

4 その他の指示

4.1 提出書類

契約の相手方は、監督官の確認を受けた上で表2に示す提出書類を提出するものとする。

表2－提出書類

名称	数量	単位	媒体	提出先	提出時期
調査実施 計画書	1	部	紙	航空自衛隊	契約締結後速やかに
	1	EA	DVD	千歳管制隊長	
中間報告 資料	1	部	紙	航空自衛隊	中間報告会実施後、所要の修正 を実施した上で、速やかに
	1	EA	DVD	千歳管制隊長	
調査結果 報告書	1	部	紙	航空自衛隊	調査結果報告会実施後、所要の 修正を実施した上で、速やかに
	1	EA	DVD	千歳管制隊長	

4.1.1 提出書類等の書式

調査実施計画書及び調査結果報告書は、日本産業規格A列4番を縦に使用し、ワード・プロセッサにより浄書したものとする。ただし、これにより難しい場合（図表、画像及び写真）は、他の様式を併用することが可能である。

4.1.2 提出書類等作成の留意事項

本役務に使用した文献及び参考資料は、調査結果報告書に記載するものとする。

4.2 貸付文書

契約の相手方は、C & L P S - Y 0 0 0 0 7 の 4.2.2 b) に基づき、本役務において官側が必要と認めた文書等について、無償で貸付けを受け又は閲覧することが可能である。また、文書等は貸付け又は閲覧時における最新版とし、文書等が更新された場合は、最新版の文書等の貸付けを受け又は閲覧をすることが可能である。

なお、文書等の貸付場所及び返納場所については、官側の指定する場所とする。また、貸付時期は、官側との調整によるものとし、貸付期間は契約納期までとする。

4.3 官側における支援

契約の相手方は、本契約の履行に当たり、官側の支援を必要とする場合は、次の事項について、事前に官側と調整の上、無償で官側の支援を受けることが可能である。

- a) 官側の施設、設備等の使用
- b) 部隊等における意見聴取
- c) その他、官側が必要と認めた事項

4.4 著作権その他の権利

著作権その他の権利は、次による。

- a) 契約の相手方は、調査結果報告書を作成する場合は、第三者が有する著作権その他の権利（産業財産権及び営業秘密）（以下、“知的財産権”という。）を侵害することのないよう、必要な処置を講じるものとする。
- b) この契約において作成した調査結果報告書が第三者の知的財産権を侵害しているとして、官側に対して、第三者が何らかの請求・主張を行ったときには、契約の相手方が自己の費用にて当該第三者と交渉・訴訟を行い、弁護士費用、その他の費用を含む損害賠償責任は全て契約の相手方が負担する。
- c) この契約において作成され、調査結果報告書の著作物において著作権等

〔著作権法に規定された著作権（財産権）及び著作者人格権をいう。〕が発生する場合、その権利は次による。ただし、官側は、提出された著作物を利用するために必要と認められる範囲において、翻案、複製及び貸与することが可能である。

- 1) 契約の相手方が従来から有していた著作権等には適用しない。これらの著作権等（以下、“適用外著作権等”という。）は、契約の相手方に留保される。
 - 2) 契約の相手方は、この契約で新たに契約の相手方が著作した調査結果報告書の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を、契約の時点で適用外著作権が確定している部分を除き、官側に譲渡する。
 - 3) 契約の相手方は、適用外著作権等を除く調査結果報告書に関し、著作権法に規定する著作者人格権を行使しない。ただし、官側の承認を得た場合には、この限りではない。
 - 4) 契約の相手方は、調査結果報告書の提出時に付紙1及び付紙2をそれぞれ作成し、航空自衛隊千歳管制隊長に1部提出する。
 - 5) 契約の相手方は、調査結果報告書に関する適用外著作権等を主張する場合は、付紙3を作成し航空自衛隊千歳管制隊長に1部に提出する。契約の相手方は、提出後速やかに留保部分について官側と協議を行った上で、確認を受ける。また、確認を受けた留保部分に関する詳細資料を航空自衛隊千歳管制隊長に1部に提出する。
 - 6) 4)及び5)の規定により提出した書類は、調査結果報告書にその写しを添付すること。
- d) 契約の相手方は、著作権等の帰属等に関し疑義が発生した場合は、その都度官側と協議して解決する。また、協議において取り決めを行った場合、契約の相手方は、取り決めた文書を速やかに官側に提出し、確認を受けるものとする。
- e) 契約の相手方は、本役務により得られた成果を、官側の許可なく、公表又は第三者へ譲渡してはならない。

4.5 情報保全

契約の相手方は、本契約の履行に当たり知り得た知識を漏えい又は他に転用してはならない。

4.6 立入制限場所への立入

契約の相手方が、部隊等の長が定めた立入制限場所へ立ち入る必要がある場

件名	対空無線機設置局舎の設置位置等に関する調査（千歳）
----	---------------------------

合は、航空自衛隊の立入制限場所への立入手続等に関する達の定めるところにより、立入りを許可された者でなければならない。

4.7 仕様書の疑義

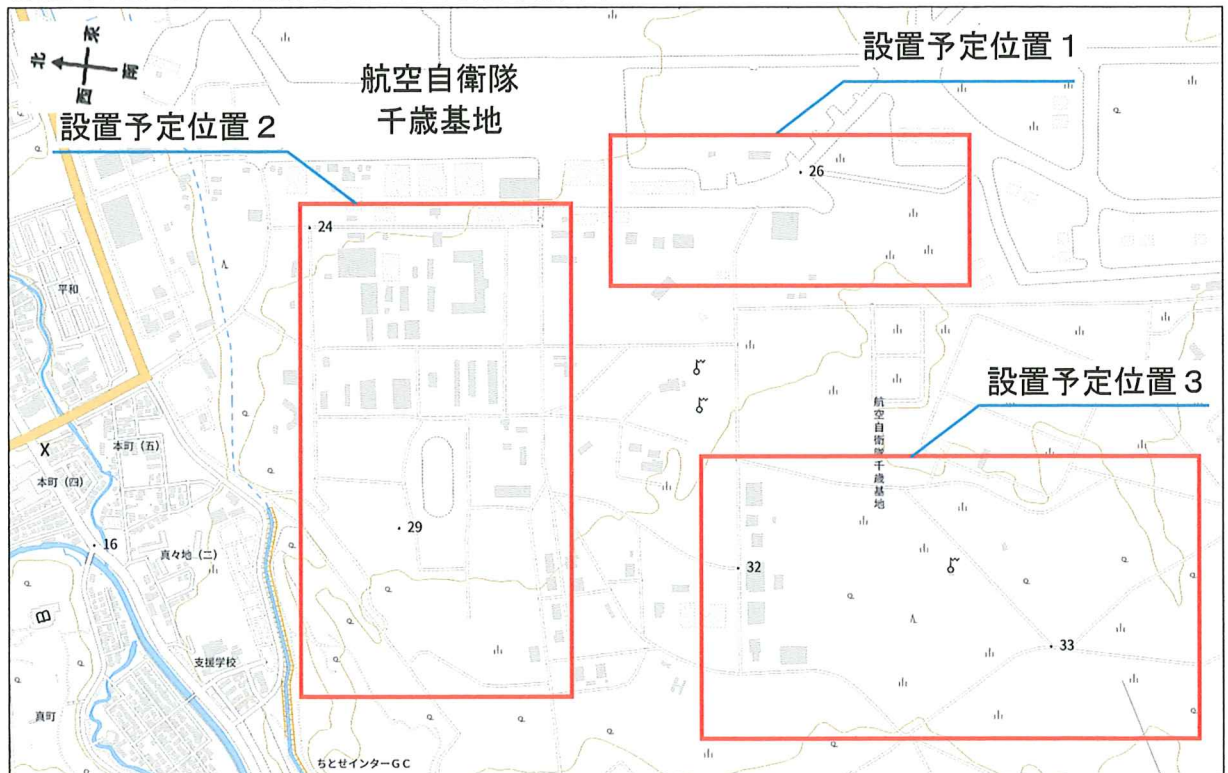
契約の相手方は、本契約の履行にあたり、本仕様書に対して疑義が生じた場合は、官側と協議する。

付表－用語及び定義

用語	定義
オンライン会議形式	会議参加者が同一の場所に集合することなく、それぞれの拠点等からマイクロソフト社のMicrosoft Teamsを使用し、インターネット回線を通じて、音声又は映像により意思疎通を行い実施する会議の形式をいう。
既存不適格	建築時点において適用されていた法令に適合していたが、調査時点において適用される現行法令の規定には適合しない状態となっている事項をいう。ただし、建築当初から法令に適合していなかった事項を除く。
最低誘導高度	レーダーを用いて航空機を誘導する際に適用される、地表と航空機との離隔及びレーダー覆域を考慮して設定された最低高度をいう。
制限表面	航空法に基づき飛行場周辺に設定された、進入表面、水平表面、転移表面の総称をいう。
フィックス	航空機の飛行経路を構成する地理上の位置であって、公示されたものをいう。
VFR場周経路	有視界飛行方式により飛行場周辺を飛行する航空機のために設定された経路をいう。

付図一 設置予定位置及び既設局舎の位置

1 設置予定位置（受信局舎）（北海道千歳市）



出典：地図・空中写真閲覧サービス（国土地理院）

2 既設施設の位置（北海道千歳市）



出典：地図・空中写真閲覧サービス（国土地理院）

件名

対空無線機設置局舎の設置位置等に関する調査（千歳）

付紙 1 - 調査結果報告書に関する著作権譲渡証明書

調査結果報告書に関する著作権譲渡証明書

令和 年 月 日

甲

殿

乙 住 所
会 社 名
代 表 者 名

調 達 要 求 番 号			
品 名			
契 約 金 額		提 出 先 部 隊 等 名 (提 出 場 所)	
数 量 ・ 単 位			
単 価		契 約 番 号 及 び 年 月 日	

乙は、上記契約により作成した調査結果報告書に関する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条に定める全ての権利を含む。）を令和年月日に甲に対して譲渡したことに相違ありませんので、本証明書を提出いたします。ただし、甲及び乙の協議の上、適用外とされた著作権は、乙に留保されるものとします。

件名

対空無線機設置局舎の設置位置等に関する調査（千歳）

付紙2－調査結果報告書に関する著作権者人格権不行使証書

調査結果報告書に関する著作権者人格権不行使証書

令和 年 月 日

甲

殿

乙 住 所
会 社 名
代表者名

調 達 要 求 番 号			
品 名			
契 約 金 額		提出先部隊等名 (提出場所)	
数 量 ・ 単 位			
単 価		契約番号及び年月日	

乙は、上記契約により作成した調査結果報告書に関する著作権者人格権（著作権法（昭和45年法律第48号）第18条から第20条に定める全ての権利を含む。）を行使しないことを約束し、本証書を提出いたします。

なお、著作権者人格権を行使しようとする場合には、甲の承認を得るものとします。

付紙3－調査結果報告書に関する適用外著作権等内訳書

調査結果報告書に関する適用外著作権等内訳書

調査結果報告書に関する著作権譲渡証明書のただし書きにより、乙に留保される著作権の内訳は、次のとおりです。

該当範囲	
該当箇所	
理由	

